

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第91号
平成30年8月2日
警察庁交通局交通規制課長

新広域道路交通計画の策定に係る対応について(通達)

今般、国土交通省から地方整備局、都道府県等に対し、「新広域道路交通ビジョンの策定について」(平成30年6月26日付け国道経第36号。別添1)及び「新広域道路交通計画の策定について」(平成30年7月18日付け国道経第38号。別添2)が発出され、各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局にあつては各地方ブロックごとに、各都道府県及び政令市にあつては各都道府県ごとに、「新広域道路交通ビジョン」(以下「ビジョン」という。)及び「新広域道路交通計画」(以下「計画」という。)を策定すべきことが示されたところである。

ビジョン及び計画策定の趣旨、ビジョン及び計画の概要並びに計画策定に際しての留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 ビジョン及び計画策定の趣旨

平成30年3月30日に成立、同月31日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第6号)により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設されたところ、新たな社会・経済の要請に応えるとともに、効果的に重要物流道路を指定することを目的として、中長期的な観点からビジョン及び計画を策定することとされている。

2 ビジョン及び計画の概要

(1) ビジョンに記載される内容

ビジョンには、「地域の将来像」、「広域的な交通の課題と取組」及び「広域的な道路交通の基本方針」を記載するものとされており、特に広域的な道路交通の基本方針については、平常時・災害時及び物流・人流の観点から、①広域道路ネットワーク、②交通・防災拠点及び③ICT交通マネジメントの3つの基本方針を記載することとされている。

(2) 計画に記載される内容

計画には、ビジョンに基づき、①広域道路ネットワーク計画、②交通・防災拠点計画及び③ICT交通マネジメント計画の3つの内容を記載することとされており、それぞれの内容については、次のとおりである。

ア 広域道路ネットワーク計画

高規格幹線道路や、これを補完する広域的な道路ネットワーク（地域高規格道路、一般国道（指定区間）等）を中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を行いながら、平常時・災害時及び物流・人流の観点を踏まえた具体のネットワーク計画を策定するもの。

イ 交通・防災拠点計画

地域における中心的な役割を担う主要鉄道駅等の交通拠点について、官民連携によるモダルコネクト（多様な交通モード間の接続）の強化策に関わる計画を策定するとともに災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる道の駅や都市部の交通拠点等について、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策に関わる計画を策定するもの。

ウ ICT交通マネジメント計画

ICT等の革新的な技術を積極的に活用した交通マネジメントの強化に関わる計画を策定するもの。

(3) 計画策定手続

計画は、各地方ブロック又は各都道府県の幹線道路協議会において、有識者等の意見を聴取しながら策定することとされている。

また、計画の策定に当たっては、警察等の関係機関と調整を図りながら検討を進めることとされている。

3 留意事項

2 (3) のとおり、計画を策定する際は警察と調整を図ることとされていることから、各都道府県警察にあつては、次の事項に留意の上、適切に対応されたい。

(1) 計画の策定時における関与

各都道府県警察にあつては、計画の策定に積極的に参画するなど、警察として交通管理上必要な意見が確実に反映されるよう適切に対応すること。

(2) 緊急交通路の予定路線との整合の確保

広域道路ネットワーク計画では、平常時・災害時及び物流・人流の視点を踏まえて具体のネットワーク計画が策定され、また、重要物流道路は、設定された広域道路ネットワークのうち、物流に資するネットワークから選定することとされている。

したがって、広域道路ネットワーク計画の策定に当たっては、都道府県公安委員会が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき、いわゆる緊急交通路として指定することが予定されている道路の区間との整合が図られるよう、道路管理者等と連携し、適切に対応すること。

～別添省略～